

愛媛県動物愛護センター設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県動物愛護センター設置条例 平成14年10月18日 条例第49号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を分掌させるため、動物愛護センターを設置する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく動物由来感染症の予防に関する事務</u></p>	<p>愛媛県動物愛護センター設置条例 平成14年10月18日 条例第49号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を分掌させるため、動物愛護センターを設置する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>